

令和7年（フ）第2353号

東京都中央区銀座一丁目22番11号銀座大竹ビル
ジデンス2階

破産者 合同会社Brand Chulie

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第6817号

東京都足立区竹の塚2丁目5-8 第一浜傳
コーポ203

破産者 齋藤 正美

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7706号

東京都渋谷区恵比寿西1丁目32番4号 パー
ムヒルズ代官山2F

破産者 株式会社F2H Consulting

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7960号

静岡県沼津市寿町23番1号

破産者 株式会社フーディアム・インターナ
ショナル

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8367号

静岡県沼津市寿町23番1号

破産者 株式会社直信

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8368号

静岡県沼津市八幡町129-401、破産手続開始
決定上の住所静岡県沼津市新宿町8-7-
101

破産者 三木 信治

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第339号

岐阜市城田寺鎌磨2988番地の1

破産者 美濃瓦協業組合

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第4440号

大阪市淀川区西中島6丁目1番15号

破産者 株式会社田部井デザイン

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第657号

広島市西区己斐上1丁目12番43号

破産者 有限会社大誠管理

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第160号

山口県防府市新橋町14番27号

破産者 防府構内タクシー株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第288号

仙台市宮城野区中野一丁目8番地の3ピース
ワン福室101

破産者 株式会社あんふあんて

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第329号

埼玉県熊谷市板井1240番地3

破産者 農事組合法人埼玉県産直協同

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第68号

埼玉県熊谷市三ヶ尻1447番地

破産者 吉田精機有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第475号

東京都八王子市片倉町1730番地1 ガーデンス
クエア片倉102号

破産者 高 優梨香

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1085号

東京都青梅市新町8丁目10番地の8 新町ハイ
ツ204

破産者 野木 勝一

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1120号

東京都小金井市貫井南町5丁目1番19号ハイ
ム・アネックス205

破産者 川尻慎太郎

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第177号

岐阜県養老郡養老町下笠1405番地

破産者 有限会社プロメリア・ギフ

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和8年（フ）第81号

鳥取県鳥取市若葉台南3丁目11番6号

破産者 合同会社Bフロント

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鳥取地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第31号

青森県十和田市西二十二番町48番13号 若葉
団地2号

破産者 野田頭 正季

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和8年（フ）第40号

青森県十和田市東二十二番町7番32号 三木
荘16号

破産者 長谷地 義明

- 1 決定年月日 令和8年9月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部